

事業区分2「農業用省エネ技術等導入支援」申請用QA

①「事業区分2」において要件となっている「農業経営収入保険」、「施設園芸セーフティネット構築事業」、「配合飼料価格安定制度」、「園芸施設共済」とは？

・ 農業経営収入保険

自然災害や価格低下のみならず、けがや病気による収穫不能や取引先の倒産など、農業者の経営努力だけでは避けられない収入減少を幅広く補償する国の制度。

・ 施設園芸セーフティネット構築事業

省エネルギー化に取り組む事業者団体等に対し、農業者と国の拠出により、施設園芸（野菜、果樹、花きの栽培）に要する重油、灯油の燃油価格が一定以上に高騰した場合に補てん金を交付する国の制度。

・ 配合飼料価格安定制度

配合飼料の値上がりによる畜産経営の影響緩和を目的に、加入生産者等から積立金を徴収し、それを財源として配合飼料の値上がりがあった場合に補てん金を交付する国の制度。

・ 園芸施設共済

農業用ハウスに対する、台風や豪雨災害、降雹、地震等の自然災害や火災等による公的な損害補償制度。

②「事業区分2」の要件に手続き中の認定農業者・認定新規就農者は申請可能か？

・「認定農業者又は認定新規就農者※であること」の要件については、交付申請時に既に認定済であり、基準日（令和6年3月1日）が「認定の有効期間」内の認定書のみ対象となる。

※ 認定新規就農者は令和元年4月1日以降の認定を必須要件とする。

③「N○2 農業用省エネ技術等導入」の対象と対象外の具体例をもう少し教えて

【対象となるもの】 新品のものが対象となり、中古品は対象外です。

①保冷库 … 農業で使用するものであれば、対象となります。

ただし、施設と一体化したタイプ（壁に断熱材を入れて建物の一室を冷蔵室にする等）の場合、庫内に設置する機器のみ対象となります。壁や天井等、構造物とみなされる物は対象外となります。

②CO₂発生装置 … 対象となります。

③側窓巻き上げ機 … 対象となります。

ただし、側窓の構成部材（単体で購入すると資材とみなされる物）は必要最低限のもののみ認め、破損に備えた部材等は対象外となります。

④避雷器 … 単体では省エネ及びランニングコスト低減に資する機器ではないことから、対象外となります。

⑤ドローン … 農業で使用するもの（肥料散布、農薬散布等）であれば、対象となります。

⑥チップパー … 農業で使用するもの（老木を粉碎し、園地内に散布する等）であれば、対象となります。

⑦煙霧機 … 農業で使用するもの（栽培施設内の防除等）であれば、対象となります。

【対象外となるもの】

ア. 付属装置（アタッチメント） … 単独購入は対象外。（例：トラクターに取り付けて使用する各種アタッチメント（肥料散布機、畝立て機、草刈機等）を単独で購入する場合は対象外。ただし、当補助事業でトラクターとセットで購入する場合は対象とする。）

イ. 農業用動力機械の修繕 … 補助対象外。なお、消耗品や部品等の交換も対象外。

ウ. 太陽光や太陽熱利用設備、蓄電池の設置、カーテン・ビニール・被覆材等の「資材」の購入は対象外。

エ. 補助対象者が浜松市内で営む事業のみに用途を特定できないもの（例：事務用のパソコン、プリンタ、自動車等車両、タブレット端末等）

事業区分2「農業用省エネ技術等導入支援」申請用QA

④「事業区分2」について、「農業経営収入保険（令和5年又は6年）」、「施設園芸セーフティネット構築事業（令和5年度）」、「配合飼料価格安定基金（令和6年度）」、「園芸施設共済（令和5年度又は6年度）」に関する加入済であることを証明する書類は具体的にどのようなものか？

・下記の書類をご提出ください。なお、提出が難しい場合は事前に事務局へご相談ください。
 ※なお、制度によっては時期的に受付を終了しているものもあるので注意すること。

(1) 農業経営収入保険（令和5年または令和6年。法人の場合は令和5年度又は令和6年度）…以下の①②③のいずれかを提出してください。

①次のいずれかの条件を満たした「保険証書」

【個人】保険期間が令和5年1月～12月末までの保険証書

【法人】保険期間に令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）、または令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）のいずれかの日が含まれる証書

②（令和5年から継続の場合）農業経営収入保険自動継続のご案内

③加入申請書（令和6年新規加入者の場合）

【個人】：令和6年（令和6年1月～12月末）を保険期間とする加入申請書でかつ受付印が令和5年12月31日までのもの

【法人】：保険期間に令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）のいずれかの日が含まれていて、かつ交付申請書の提出日（締切：令和6年4月30日）より以前の日付の申込の受付印等があるもの

※個人の場合は、令和7年（保険期間：令和7年1月～12月）の加入は対象としません。また、法人の場合は、令和7年度（保険期間：令和7年4月1日以降）の加入は対象としません。

(2) 令和5年度施設園芸セーフティネット構築事業

なお、施設園芸セーフティネット構築事業の添付書類を提出する場合は、申請前に農業振興課（053-457-2331）へ電話をしてください。提出方法を指示します。

※ 現時点では令和6年度施設園芸セーフティネット構築事業は実施されていないため、本補助金では令和5年度に加入済の方のみを対象とします。

(3) 令和6年度配合飼料価格安定基金 … 「令和6年度配合飼料契約数量」「令和6年度配合飼料価格差補てん数量契約書」の写し 等

(4) 園芸施設共済（令和5年度又は令和6年度）…以下の①、②のいずれかを提出してください。※保険期間が令和7年度（令和7年4月1日から）の証書は認めない。

①次のいずれかの条件を満たした「共済証券」

ア. 保険期間に令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）のいずれかの日が含まれるもの

イ. 保険期間に令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）のいずれかの日が含まれるもの

②申込中の場合「加入申込書」

交付申請書の提出日（締切：令和6年4月30日）より以前の日付の加入申込年月日で、かつ保険期間に令和6年4月1日～令和7年3月31日までのいずれかの日が含まれるもの

⑤補助対象経費の「撤去・処分費」は何が含まれるか？

・前提として、本補助金で新規に購入する製品と同じ機能を持つ古い製品を撤去・処分する場合のみ対象です。ただし、壁等に固定されているエアコンやヒートポンプ等を撤去・処分する場合のみ対象です。

・トラクター、管理機、選果機等の固定されてなく、動かすことのできるものは撤去・処分の対象外です。また、耐震補強目的で固定されているものは対象外です。

判断に迷う場合は、農業振興課（053-457-2331）へご連絡ください。